

# 岐阜県議会の活性化改革に関する 調査・検討について

答 申

及び

調査・検討結果とりまとめ報告

平成24年3月22日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

# 岐阜県議会の活性化改革に関する 答申及び調査・検討結果とりまとめ報告

昨年6月21日に議長より議会活性化改革検討委員会に諮問された、県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関し、当委員会として一年間にわたり調査・検討を進めてきたところである。

既に中間答申済みの議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」及び「費用弁償のあり方」に引き続き、次の6項目について、結論に達したため、当委員会の答申として提出する。

1. 政策提言・立案機能強化関係のうち  
「県主催の勉強会（研修会）への積極的な参加」及び「議員提案条例（政策条例）制定に向けた常設の検討組織の設置」
2. 議会審議の活性化関係のうち  
「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入に可能性について」
3. 議会活動の透明性向上関係のうち  
「議員派遣（海外事情調査）の結果報告のあり方について」、「委員会の傍聴について」及び「委員会の情報公開（インターネットによる議事録公開）について」

なお、当委員会では、上記以外の検討項目についても積極的に調査、検討を行ったところであり、その結果については、「調査・検討結果とりまとめ報告」として提出する。

## これまでの審議等状況

区分	委員会開催日等	審 議 内 容 等
1	H 2 3 . 6 . 2 1 (火)	正副委員長互選、運営方針案検討、 担当主査・副主査指名
2	H 2 3 . 7 . 6 (水)	検討項目の決定
3	H 2 3 . 9 . 1 5 (木)	検討項目の論点整理
4	H 2 3 . 1 0 . 5 (水)	政務調査費、費用弁償のあり方の検討
5	H 2 3 . 1 1 . 3 0 (水)	中間答申案（政務調査費、費用弁償）の検討
6	H 2 3 . 1 2 . 1 4 (水)	中間答申案（政務調査費、費用弁償）の検討
7	H 2 3 . 1 2 . 1 5 (木)	第1回中間答申（政務調査費、費用弁償）
8	H 2 4 . 2 . 2 4 (金)	中間答申案（政務調査費マニュアル）の検討 他の検討項目に検討
9	H 2 4 . 2 . 2 4 (金)	第2回中間答申（政務調査費マニュアル）
10	H 2 4 . 3 . 2 1 (水)	答申及び調査・検討結果とりまとめ報告案の検討

## 目 次

### 「答 申」

1 . 議員提案条例（政策条例）制定に向けた常設の検討組織の設置	2
2 . 県主催の勉強会(研修会)への積極的な参加	3
3 . 一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について	4
4 . 議員派遣（海外事情調査）の結果報告のあり方について	6
5 . 委員会の傍聴について	7
6 . 委員会の情報公開（インターネットによる議事録公開）について	8

### 「調査・検討結果とりまとめ報告」

1 . 政策提言・立案機能強化関係	
（1）議員提案による政策条例制定の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
議員提案条例（政策条例）制定に向けた常設の検討組織の設置	
（2）議員の勉強会・研修会活動について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
閉会中における情報収集・意見交換をする場としての勉強会(研修会)の設置	
県主催の勉強会(研修会)への積極的な参加	
（3）政策提言・立案機能の強化のための事務局のサポートのあり方について・・	1 1
専門的知識経験を有する職員の配置	
議会事務局の勤務経験が長期間の職員の養成	
2 . 議会審議の活性化関係	
（1）本会議における審議のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について	
委員長報告のあり方について	
（2）委員会審議のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
委員間の自由討議の導入	
参考人招致の積極的活用	
委員会の同時開催の見直し	
委員会開催日における他日程の設定制限	

3 . 議会活動の透明性向上関係	
( 1 ) 政務調査費のあり方について . . . . .	1 7
領収書添付の義務付けについて	
対象経費の基準について	
( 2 ) 費用弁償のあり方について . . . . .	1 8
費用弁償の支給基準、支給額について	
( 3 ) 議員派遣 ( 海外事情調査 ) のあり方について	1 8
議員派遣 ( 海外事情調査 ) の結果報告のあり方について	
( 4 ) 情報公開・議会広報のあり方について . . . . .	1 8
委員会の傍聴について	
常任委員会等の情報公開 ( インターネットによる録画映像配信 ) について	
委員会の情報公開 ( インターネットによる議事録公開 ) について	
議会広報紙「議会だより」の発行について	

## 「資料 ( 別添 ) 」

- 資料 1 議会活性化改革検討委員会 委員名簿
- 資料 2 議会活性化改革検討委員会 設置要綱
- 資料 3 第 1 回中間答申
- 資料 4 第 2 回中間答申 ( 政務調査費マニュアル ( 案 ) を除く )

答 申

# 1 . 政策提言・立案機能強化関係

## 議員提案条例（政策条例）制定に向けた常設の検討組織の設置

政策条例制定に向けた仕組みづくりの観点から、議員提案条例制定のための常設の検討組織の設置について検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

**検討結果：政策条例の制定を推進する仕組みとして、常設の検討組織（仮称：条例制定検討委員会）を設置すべきである。  
（検討組織の形態は、特別委員会である必要はない。）**

検討内容：

議員提案条例制定に向けた活動については、条例化について一定の方向性が定まって以降の手続きは、「議員提案条例制定についての申し合わせ事項（平成 16 年 6 月 15 日議会運営委員会決定）」により、政策項目の調整及び条例案に係る意見調整等は会派代表者会議で行うとされている。

しかしながら、会派代表者会議は限られた代表者により構成されており、また、当該申し合わせの内容は、議員提案条例の内容が大筋で固まっていることを前提に会派間で調整を行うこととなっている。

そこで、政策条例を制定して推進すべきテーマがあるか否か、議員が政策条例案を企画した場合にそれが適当か否かなど、条例化に向けた政策テーマの選定、条例化に向けた調査研究等を行う、一定規模の検討組織を設置すべきである。

## 県主催の勉強会(研修会)への積極的な参加

議員の政策立案能力の向上の観点から、県主催の勉強会等への議員の参加について調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

<b>検討結果：県主催の勉強会(研修会)へも積極的に参加すべきである。</b>
---

検討内容：

県が主催する勉強会に参加することについては、政策課題に対する議員の知見を広める意味で有意義なものである。

例えば、県の総合政策課が主催する「岐阜県政策研究会」では、県が取り組むべき政策課題について研究発表を行っているが、毎回多くの議員が参加しているところからも、ニーズの高さをうかがい知ることができる。

なお、こうした勉強会の情報については、議員に対して十分に周知されていない面もあるが、なるべく多くの参加機会が確保されるよう、議会事務局における情報収集と議員への情報提供を望むものである。

## 2 . 議会審議の活性化関係

### 一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について

本県における一般質

問の質問答弁の方法については、慣例により一括質問方式が採用されているが、答弁者が質問項目順に答弁するのではなく、建制順により答弁することから、質問に対する答弁の順序が入れ替わるなど、議会を傍聴する県民にとってはわかりにくく、また活発な議論となりにくいものとなっている。

こうしたことから、県民にとってよりわかりやすい議会審議を行うことと、議会審議の充実の観点から、一問一答方式や分割質問方式、あるいは対面方式で質疑を行うことについて検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

**検討結果：従前の「一括質問方式」による質疑と「分割質問方式」による質疑を選択制により導入すべきである。**

なお、「一問一答方式」及び「対面方式」による質疑の導入については、「分割質問方式」の導入の結果検証も踏まえ、改めて慎重に検討すべきである。

検討内容：

質問答弁の方法について、他の都道府県の状況を調査したところ、一問一答方式の質疑（再質問のみに一問一答を実施している場合を含む）を導入している都道府県は 25 であり、半数を超えている。

また対面方式を採用している都道府県は 14 で、一問一答方式の導入とは必ずしも一致していないものの増加傾向にある。

一問一答方式については、「傍聴者にとってわかりやすい」、「議論が深まる」といったメリットがある一方、「登壇回数が多くなり時間のロスが多い」、「質疑が細かくなりすぎる」、あるいは「たびたび議事がストップする」というような課題も明らかになっている。

対面方式については、「見た目において傍聴者がわかりやすいこと」、また議会と執行部が対峙する形となることから、「議論の活発化」や「臨場感が出る」といったメリットがある一方で、傍聴席に対して背を向けてしまうことや、議場の改修に多額の費用が必要となることなどの課題が明らかになった。

そこで、傍聴者にとって議会審議がよりわかりやすくなる質問答弁の方式として「分割質問方式」の導入についても並行して検討を行った。

分割質問方式のイメージは以下のとおりであり、答弁を質問の大項目ごとに分けて行うことで、現行の一括質問方式から大きな変更をすることなく、質問と答弁の関連性に



ついてより理解しやすくすることが可能であるが、会派の代表質問のように、質問項目が多項目にわたる場合は、質問者と答弁者の出入りために時間のロスが生ずることとなるため「分割質問方式」は適さないとの意見もある。

【分割質問方式のイメージ】

一括質問方式	分割質問方式
<p>&lt; 質問 &gt;            について …………… 質問            について …………… 質問            について …………… 質問</p> <p>&lt; 答弁 &gt;            及び …………… について【知事答弁】            …………… について【A部長答弁】            …………… について【B部長答弁】            …………… について【C部長答弁】</p> <p>&lt; 再質問 &gt;            について …………… 再質問            について …………… 再質問</p> <p>&lt; 答弁 &gt;            …………… について【知事答弁】            …………… について【C部長答弁】</p>	<p>&lt; 質問 &gt;            について …………… 質問</p> <p>&lt; 答弁 &gt;            …………… について【知事答弁】            …………… について【A部長答弁】</p> <p>&lt; 質問 &gt;            …………… について …………… 質問</p> <p>&lt; 答弁 &gt;            …………… について【知事答弁】</p> <p>&lt; 質問 &gt;            …………… について …………… 質問</p> <p>&lt; 答弁 &gt;            …………… について【B部長答弁】            …………… について【C部長答弁】</p> <p>&lt; 再質問 &gt;            …………… について …………… 再質問            …………… について …………… 再質問</p> <p>&lt; 答弁 &gt;            …………… について【知事答弁】            …………… について【C部長答弁】</p>

以上のことから、当分の間は、従前の「一括質問方式」か「分割質問方式」かを質問者が選択できるものとし、本県における一般質問の質問答弁の方式として導入すべきである。

なお、「一問一答方式」及び「対面方式」による質疑の導入については、「分割質問方式」による質疑の導入結果を検証したうえで、改めてその必要性について慎重に検討すべきである。

### 3 . 議会活動の透明性向上関係

#### 議員派遣（海外事情調査）の結果報告のあり方について

海外事情調査を含む議員派遣は、地方自治法に基づき、岐阜県議会会議規則第 118 条、岐阜県議会議員派遣取扱要領及び岐阜県議会議員の海外事情調査に関する申し合わせにより実施されている。

特に海外事情調査は申し合わせにより、一任期中に 100 万円以内（回数に制限はない。）とされ、議会図書室で一般の閲覧に供するための議員派遣報告書を提出することが定められているが、議会活動の透明性向上をより一層図る観点から、議員派遣（海外事情調査）の結果報告書を広く県民に公開する具体的な方法について検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

**検討結果：議員派遣の海外事情調査においては、議員派遣報告書を岐阜県議会のホームページに掲載し、広く県民に公開すべきである。**

検討内容：

議員派遣は、現場での実体験や新たな知識の獲得など議員の政策能力向上に資するものであるが、海外事情調査は多額の経費を支出することから、透明性向上のため、議員派遣報告書を岐阜県議会のホームページに掲載することにより、派遣の目的及び成果を、広く県民に公開することが必要である。

## 委員会の傍聴について

委員会の傍聴は、岐阜県議会会議規則第 78 条第 1 項の規定に基づき、委員会開会日に傍聴希望者から申込みを受け、委員会に諮ったうえ、委員長が許可又は不許可の判断をし、実施されている。

しかしながら、傍聴に関する明確な規定がないことから、傍聴の許可及び不許可、傍聴者数等について、各委員長の判断で行っており、委員会ごとに差が生じるなど、傍聴希望者が不利益を受ける可能性があることから、委員会傍聴に関するルール作成について検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

**検討結果：委員会の傍聴に関する規程等がないことから、ルール（規程）を整備すべきである。**

### 委員会傍聴規程（案）

#### 傍聴可能定員

各委員会 5 名

#### 傍聴者の決定手順

- (1)委員会開会日の開催 30 分前から開会 5 分前までの間、傍聴申込書の受け付けを議会棟正面受付にて行う。
- (2)傍聴申込書は一人あたり 1 委員会について提出できるものとする。
- (3)開会 15 分前でいったん締め切り、委員長の許可を得た後に傍聴許可証を発行する。ただし、この時点で傍聴可能定員（5 名）を越えている委員会については、委員長の許可を得た後くじ等を行い、5 名を選定し、傍聴許可証を発行する。
- (4)開催 15 分前における傍聴希望者が傍聴可能定員に達していない場合においては、傍聴可能定員に達するまで順次傍聴申込書を受け付けるものとし、委員長の許可を得た後に傍聴許可証を発行する。ただし、開会後は傍聴申込書を受け付けないものとする。
- (5)傍聴者に選定されなかった者、あるいは委員会開会後に傍聴希望を申し出た者については、ロビーのモニターでの傍聴を案内する。
- (6)傍聴許可証の交付を受けた者は、傍聴終了後速やかに傍聴許可証を受付に返還するものとする。

## 委員会の情報公開（インターネットによる議事録公開）について

委員会の議事録はインターネットで公開しておらず、県民は、議会棟へ訪れなければ委員会審議の内容を確認することが不可能となっており、議会活動の透明性向上の観点から、委員会議事録のインターネット公開について検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

**検討結果：常任委員会及び決算特別委員会の議事録について、岐阜県議会のホームページに掲載すべきである。**  
なお、特別委員会（決算特別委員会を除く）の議事録についても、早期にインターネット公開することが望ましい。

検討内容：

委員会議事録のインターネットでの公開については、全国的にも 42 の都道府県で実施されており、本県議会の公開は立ち遅れた状態となっている。

インターネットを活用した委員会の議事録公開については、県民が時間的な制約を受けることなくいつでも内容を確認することが可能になり、県民の利便性向上と議会の積極的な情報公開・議会広報の手法として有効なものであることから、広く県民に公開することが必要である。

こうした中で、常任委員会及び決算特別委員会については、既存の議事録の電子データを PDF 化することで、追加費用もかけずに岐阜県議会のホームページへ掲載することが可能であることから、積極的に公開すべきである。

一方で、決算特別委員会を除く特別委員会の議事録については、要点筆記の形をとり、公開しても解りづらいことから、岐阜県議会のホームページへの掲載は見送らざるを得ないが、早期にインターネット公開することが望ましい。

# 調査・検討結果とりまとめ報告

# 1 . 政策提言・立案機能強化関係

多様な民意を反映するための政策提言・立案機能の強化を目指した議会改革を進めるため7項目の課題について調査・検討を進めた。

その結果は以下のとおりである。

## (1) 議員提案による政策条例制定の仕組みづくり

### 議員提案条例(政策条例)制定に向けた常設の検討組織の設置

政策条例制定に向けた仕組みづくりの観点から、議員提案条例制定のための常設の検討組織の設置について検討を行った。

#### 検討結果：

政策条例の制定を推進する仕組みとして、常設の検討組織（仮称：条例制定検討委員会）を設置すべきとする改革案を、議長に対し答申した。

（答申日：平成24年3月22日）

## (2) 議員の勉強会・研修会活動について

### 閉会中における情報収集・意見交換をする場としての勉強会(研修会)の設置

議員の政策立案能力の向上の観点から、超党派による勉強会（研修会）の設置について検討を行った。

#### 検討結果：

（超党派の）勉強会・研修会の設置については、その必要性を含め、引き続き検討すべきである。

#### 検討内容：

議員に対する研修の実施について、他の都道府県の状況を調査したところ、研修を実施している都道府県は26と過半数にのぼったが、研修の内容としては、新人議員への研修が最も多く、次いで政策立案にかかるものであった。また、政策立案にかかる研修は、大半は講演の形式のものであった。

一方、本県の状況をみると、議会活動としての勉強会・研修会は実施していないが、超党派による議員連盟において、勉強会等を開催している事例は散見される。

言うまでもなく、こうした勉強会・研修会は特定に政策課題に対す議員の知見を広めるために行うものであるが、一方で議会内には会派が存在し、それぞれの会派において

政策や施策を検討し、県政に反映させるべく取り組んでいるなかで、超党派で勉強会を行うこととの整合性を疑問視する意見もある。

こうしたことから、超党派による議員の研修会、勉強会を設置することについては、取り上げるテーマ選定も含め、設置の必要性について引き続き検討すべきである。

#### 県主催の勉強会(研修会)への積極的な参加

議員の政策立案能力の向上の観点から、県主催の勉強会等への参加について検討を行った。

#### 検討結果：

県主催の勉強会(研修会)へも積極的に参加すべきとする改革案を、議長に対し答申した。

(答申日：平成24年3月22日)

### (3) 政策提言・立案機能の強化のための事務局のサポートのあり方について

#### 専門的知識経験を有する職員の配置

議会の政策立案機能強化のための議会事務局のサポート体制強化の観点から、専門的知識経験を有する職員(技術系職員)の事務局配置について検討を行った。

#### 検討結果：

政策立案の具体的テーマを絞り込んだうえで、技術系職員の配置の必要性について引き続き検討すべきである。

#### 検討内容：

議会が、政策立案機能を果たすうえで、議員の政策立案を事務的にサポートする議会事務局は重要な役割を果たしており、事務局機能の人的・質的強化は必要である。

こうした中、議員の政策立案をサポートするうえで議会事務局に求められる機能としては、政策条例を作る際の法制執務的なサポートと、政策条例の内容を精緻なものとするための専門的(技術的)な知識経験の2つに大別することができる。

前者については、既に議事調査課内に政策法務担当を設置しており、執行部において法制執務を経験した職員を配置しているところであるが、後者については特段の人的配置は行われていないのが現状である。

専門的知識経験を有する職員(技術系職員)の事務局配置について、他の都道府県の実態を調査したところ、専門的知識経験を有する職員を配置している都道府県は9であり、配置の内容としては、法制執務経験者が最も多く、技術系の職員を配置しているのはごく少数であった。

一方で、実際に技術系の職員を配置するとしても、土木、農政、医療等、専門分野が広範にわたることから、あらかじめ全ての分野の職員を配置しておくことは現実的ではなく、政策立案を行うテーマ（分野）を絞り込んだ上で検討することが現実的である。

また、政策立案にあたって、わざわざ議会事務局に専門的知識経験を有する職員（技術職員）を配置する必要があるのか（執行部と連携することで足りるのか）も含め、引き続き検討する必要がある。

<参考：岐阜県職員の職種区分>

行政、行政（福祉）、警察行政、農学、森林科学、土木、建築、農業土木、電気、機械、化学、薬剤師

### 議会事務局の勤務経験が長期間の職員の養成

議会事務、特に政策立案事務に精通した職員を養成する観点から、議会事務局に長期にわたって勤務する職員の養成について検討を行った。

#### 検討結果：

**議会事務局経験の長い職員を養成することは必要ない。**

#### 検討内容：

このことについて、他の都道府県の状況を調査したところ、議会事務局勤務経験が長期（10年以上）にわたる職員を配置している都道府県は36と多数にのぼったが、内容としては、速記者、運転手等の現業職が多く、政策提言・立案機能強化のために長期間にわたって職員を配置しているものは、ごく少数であった。

議会事務局に長期にわたり勤務することで得られるスキルとしては、議事運営等に関する知識・経験を高めることは可能と考えるが、政策立案機能の強化という面では、必ずしも効果があるとは考えにくく、むしろ、執行部サイドで政策立案事務に携わった職員、或いは法制執務に携わった職員を、人事交流により事務局に配置した方が、政策立案についての専門的なノウハウや、新しい情報を持っているというメリットがある。

以上のことを踏まえ、議会事務局経験の長い職員を養成することについては、特段の必要性はない。

なお、二元代表制の趣旨に従い、議会が行政の監視機能を十分に果たすという意味では、議会事務局職員が執行部との人事交流により異動してきた職員ではなく、議会独自で事務局職員の採用を行う手法も含め、議会事務局職員の配置のあり方については、引き続き検討すべきである。



## 2 . 議会審議の活性化関係

県政運営に対するチェック機能強化を目指した議会の審議活性化を進めるため、5項目の課題について調査・検討を進めた。

その結果は以下のとおりである。

### (1) 本会議における審議のあり方について

一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について

県民にとってよりわかりやすい議会審議を行うことと、議会審議の充実の観点から、一問一答方式や分割質問方式、あるいは対面方式で質疑を行うことについて検討を行った。

検討結果：

「一括質問方式」による質疑と「分割質問方式」による質疑を選択制により導入すべきとする改革案を、議長に対し答申した。

(答申日：平成24年3月22日)

委員長報告のあり方について

委員会審議の活性化の観点から、委員長報告の中に盛り込む内容について所属委員の意見を反映すること及び本会議における委員長報告に対する質疑の実施について検討を行った。

検討結果：

委員長報告内容に対し、所属委員の意見を反映させることについては、実施の必要性も含め、それぞれの委員会において検討すべきである。

また、本会議における委員長報告に対する質疑については、現行どおり取り扱うべきである。

検討内容：

まず、委員長報告については、委員会における審議の経過と結果について報告するものであるが、多くの議論がなされる中で、そのすべてを委員長報告の中に盛り込むことは不可能であり、どのような議論を委員長報告に取り上げるかについては、委員長の判断により行われているものである。

委員会で行われた議論の中で、委員長報告の中に盛り込むべき内容について所属委員から意見が提起された場合は、委員長が当該意見を採用すれば委員長報告への反映は可能であるが、当該意見を採用するか否かの最終判断は委員長に委ねられているものと解

される。

次に、本会議における委員長報告に対する質疑については、岐阜県議会会議規則第43条の規定により実施可能となっているが、過去に数件の事例はあるものの、近年は行われていないのが実態である。

このことは、質疑を行うことを抑制する機運が働いているわけではなく、そもそも委員長報告自体が、委員会での審議経過とその結果について、事実を客観的に報告しているのみであることから、それに対して質疑を行うことの必要性が見いだせないものと解される。

なお、他県の状況を調査したところ、委員長報告に対する質疑については、どの都道府県も概ね同様の規定を有しているが、実施の事例は限定的である。

以上のことから、本会議における委員長報告に対する質疑については、現行どおり取り扱うべきである。

## (2) 委員会審議のあり方について

### 委員間の自由討議の導入

委員会審議の活性化の観点から、委員間における自由討議(執行部を退席させた状況で、委員のみによる自由討議)の導入について検討を行った。

#### 検討結果：

取り上げるテーマの選定も含め、実施の必要性については個々の委員会において判断されるべきである。

#### 検討内容：

委員間の自由討議については、審議の活性化という意味において、他の都道府県でも導入事例を見ることができる。本県においても「自由討議」という名称は使用していないものの、委員会の最後には、委員が自由に質問・意見を述べる機会が設けてあり、現行においても自由討議は可能となっている。

また、執行部を退席させたうえで、委員のみによる自由討議を行うことについては、議論をする内容によっては必要な場合も生ずると考えられる。

以上のことから、自由討議として個別の審議時間を設けることについては、取り上げるテーマの選定(執行部を退席させるか否か)も含め、個々の委員会において判断すべきである。

## 参考人招致の積極的活用

委員会審議の活性化の観点から、委員会における参考人招致の積極的活用について検討を行った。

### 検討結果：

それぞれの委員会で具体の事案が生じた場合において、参考人招致の必要性について検討すべきである。

### 検討内容：

委員会への参考人招致については、岐阜県議会委員会条例第 17 条の規定により実施可能となっているが、近年において委員会への参考人招致の事例はみられないことから、これまでは参考人招致が必要となるような具体的な事案が生じてこなかったものと考えられる。

一方、委員会審議の活性化の観点からは、参考人招致の積極的な活用が求められることから、正副委員長会議において各委員長等に対して意識付けを行うとともに、具体的な事案が発生した場合には、それぞれの委員会において参考人招致の必要性を検討すべきである。

## 委員会の同時開催の見直し

委員会審議の充実の観点から、それぞれの議員が自己の所属する委員会以外の委員会審議を傍聴できるよう、委員会の同時開催の見直しについて検討を行った。

### 検討結果：

委員会の開催日又は開催時間をずらすなど、他の委員会の傍聴を可能とする仕組みについて、その必要性を含め、引き続き検討すべきである。

### 検討内容：

本県議会における常任委員会（6 委員会）及び特別委員会（4 委員会）は、通例的にそれぞれ同時開催となっており、自身の所属委員会以外の常任委員会、特別委員会の傍聴は不可能となっている。そうした中で、委員会審議の活性化の観点から、それぞれの議員が所属する委員会以外の委員会審議を傍聴できる仕組みづくりが必要ではないかとの意見があり、各委員会の開催日又は開催時間をずらすなど、他の委員会の傍聴を可能とする仕組みについて検討を行った。

具体的には、常任委員会を 3 委員会ずつに分け、午前午後あるいは 2 日間に分けて開催するなどの方法を検討したが、この手法においても同時開催となる委員会の傍聴は不可能であり、すべての委員会審議の傍聴を可能とするには、常任委員会と特別委員会を合わせて 10 日が必要となり、効率的な議会の開催という観点からも、現実的な方策とは言い難いものである。

こうした中、他の都道府県における委員会の開催状況を調査したところ、大部分は本県と同じ同時開催となっており、分割開催を行っているのはわずか5県と少数にとどまっている。

このような状況も踏まえ、委員会の同時開催の見直しについて、議員のニーズ把握も含め、その必要性について今後とも十分に検討すべきである。

なお、委員会の招集は、岐阜県議会委員会条例第8条の規定により委員長が行うこととなっており、委員会の開催日や開催時間をずらすなどの対応は、委員長の判断で実施可能である。

分割開催か同時開催かの二極的な議論だけではなく、議員の関心の高い委員会のみ開催日をずらすなど、現行の規定における柔軟な対応も含め、委員会の開催方法について引き続き検討すべきである。

### 委員会開催日における他日程の設定制限

委員会における充実した審議時間を確保する観点から、委員会開催日における他日程の設定制限について検討を行った。

#### 検討結果：

一律的な制限は行わないが、審議項目、内容に応じて十分な審議時間を確保すべきである。

#### 検討内容：

委員会の開会時間については、本来、十分な審議時間が確保されるべきであるが、議員に対する事前アンケートでは、委員会の開催日において、あらかじめ他の議会行事等が組み込まれているなど、委員会の開催時間が十分に確保できていないのではないかという意見が寄せられたところである。

こうしたことから、例えば、常任委員会の開催日において、（通例的に午前10時から開会する委員会について）午後3時までは他の議会行事等を入れることを制限するなど、委員会開催時間の確保策について検討を行ったが、付託案件等の件数や内容に違いがあり、審議が短時間で終了する委員会もあることから、一律に他の行事等を排除することは、円滑な議会活動を阻害することにもなりかねないものである。

こうしたことから、一律的に他日程を制限すべきでなく、それぞれの委員会の事情に応じ、それぞれの委員会（委員長）の判断で適切な審議時間を確保すべきである。

### 3 . 議会活動の透明性向上関係

県民に対する責務を全うするために重要な議会活動の透明性向上を目指し、4項目の課題について調査・検討を進めた。

その検討結果は以下のとおりである。

#### (1) 政務調査費のあり方について

##### 領収書添付の義務付けについて

議会活動の透明性向上の観点から、政務調査費にかかる領収書の添付について検討を行った。

##### 検討結果：

議会活動の一層の透明性向上を図るため、全ての支出にかかる使途及び領収書等の写しの添付を義務付けるとする改革案を、議長に対し答申した。

(答申日：平成 23 年 12 月 15 日)

##### 対象経費の基準について

議会活動の透明性向上の観点から、政務調査費にかかる使途マニュアルの作成について検討を行った。

##### 検討結果：

政務調査費の透明性向上を図るため、制度の概要、事務手続き、使途基準等を網羅した「政務調査費マニュアル」を作成することが適当であるとする改革案を、議長に対し答申した。

(答申日：平成 24 年 2 月 24 日)

## (2) 費用弁償のあり方について

### 費用弁償の支給基準、支給額について

議会活動の透明性向上の観点から、費用弁償の支給基準並びに旅行諸費の支給額について検討を行った。

#### 検討結果：

費用弁償の支給基準は、現行どおり交通費実費と旅行諸費を加えたものが妥当であり、旅行諸費額は3千円とすることが適当であるとする改革案を、議長に対し答申した。

(答申日：平成23年12月15日)

## (3) 議員派遣(海外事情調査)のあり方について

### 議員派遣(海外事情調査)の結果報告のあり方について

議会活動の透明性向上の観点から、議員派遣(海外事情調査)の結果報告書の具体的な公開方法について検討を行った。

#### 検討結果：

議員派遣の海外事情調査においては、議員派遣報告書を岐阜県議会のホームページに掲載し、広く県民に公開すべきとする改革案を、議長に対し答申した。

(答申日：平成24年3月22日)

## (4) 情報公開・議会広報のあり方について

### 委員会の傍聴について

議会活動の透明性向上の観点から、委員会傍聴に関するルールの作成について検討を行った。

#### 検討結果：

委員会の傍聴に関する規程等がないことから、ルール(規程)を整備すべきとする改革案を、議長に対し答申した。

(答申日：平成24年3月22日)

**常任委員会等の情報公開(インターネットによる録画映像配信)について**  
議会活動の透明性向上の観点から、常任委員会等の録画映像のインターネット公開について検討を行った。

**検討結果：**

常任委員会等の録画映像のインターネット配信については、引き続き検討すべきである。

**検討内容：**

インターネットを活用した常任委員会及び決算特別委員会の録画映像の配信については、県民が時間的な制約を受けることなくいつでも視聴が可能になり、県民の利便性向上と議会の積極的な情報公開・議会広報の手法として有効なものである。

しかしながら、これを実施するためには、既存機器を利用しても、映像配信のための録画機器の購入経費や作成・管理に要する経費などの新たな経費が必要となる。

県財政が危機的状況の中で、行財政改革が進められている現状を勘案すると、これらの新たな費用発生が伴う取組の実施に当たっては、たとえ有効的な手段であったとしても、費用対効果や県民ニーズを十分かつ慎重に検討した上で、導入に向けた検討をすべきである。

なお、特別委員会については、既存のカメラシステムもなく、常任委員会や決算特別委員会よりも更に多額の経費が必要となることが見込まれることから、実施は困難である。

**委員会の情報公開(インターネットによる議事録公開)について**  
議会活動の透明性向上の観点から、委員会議事録のインターネット公開について検討を行った。

**検討結果：**

常任委員会及び決算特別委員会の議事録について、岐阜県議会のホームページに掲載すべきとする改革案を、議長に対し答申した。

(答申日：平成 24 年 3 月 22 日)

## 議会広報紙「議会だより」の発行について

議会活動の透明性向上の観点から、議会広報紙(紙媒体)の発行について検討を行った。

### 検討結果：

多額の経費を要する議会独自の広報紙の発行については、当分の間これを行わないこととすべきである。

### 検討内容：

議会活動を広く県民に広報する議会広報紙の役割は重要と考えるが、今日の県財政状況が厳しく、執行部が広報経費の縮減により県広報紙の紙面を大幅に絞り込んでいる中で、議会に関する情報も掲載できない状況である。

岐阜県議会独自で新たな広報紙を新たに発行するには、県広報紙と同じA4サイズ両面刷りで年4回発行するとした場合、年間約1,550万円の経費が必要であると試算され、導入については慎重にならざるを得ない。

一方、今回の改革により、新たに常任委員会及び決算特別委員会の議事録並びに議員の海外派遣に伴う議員派遣報告書について、岐阜県議会のホームページに掲載することとしており、経費のかからない方法で、できる限りの情報公開に努めていくこととし、膨大な経費を要する議会独自の広報紙の発行については、当分の間行わないこととすべきである。



## 岐阜県議会活性化改革検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属会派	備 考
委員長	岩 井 豊太郎	自 民	
副委員長	渡 辺 真	自 民	
委 員	渡 辺 信 行	自 民	
委 員	玉 田 和 浩	自 民	
委 員	早 川 捷 也	自 民	
委 員	岩 花 正 樹	公 明	「政策提言・立案機能強化関係」担当主査
委 員	伊 藤 正 博	県 民	「議会審議の活性化関係」担当主査
委 員	渡 辺 嘉 山	県 民	
委 員	林 幸 広	県 民	
委 員	森 正 弘	自 民	「議会活動の透明性向上関係」担当主査
委 員	佐 藤 武 彦	自 民	「政策提言・立案機能強化関係」担当副主査
委 員	大須賀 志津香	共 産	
委 員	小 原 尚	自 民	「議会審議の活性化関係」担当副主査
委 員	篠 田 徹	自 民	「議会活動の透明性向上関係」担当副主査
委 員	長 屋 光 征	自 民	

# 岐阜県議会活性化改革検討委員会設置要綱

## 1 設置及び目的

県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上の方策等を調査及び検討するため、議長の諮問機関として議会活性化改革検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

## 2 構成

委員会の委員は、15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 県政自民クラブ  | 10人 |
| (2) 県民クラブ    | 3人  |
| (3) 岐阜県議会公明党 | 1人  |
| (4) 日本共産党    | 1人  |

## 3 委員会の運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- (3) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (4) 委員以外の議員は、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- (5) 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 委員会の所管事項を専門的に調査するため、委員会に検討テーマごとに担当主査及び副主査を置くことができる。
- (7) 担当主査及び副主査は、委員長が委員の中から指名する。
- (8) 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (9) 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。
- (10) 会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は、全て委員長が行う。

## 4 設置期間

委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から調査、検討が終了するまでの間とする。

## 5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

岐阜県議会の活性化改革に関する  
調査・検討について

中間答申

平成23年12月15日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

## 岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

本年6月21日議長より議会活性化改革検討委員会に諮問をいただいた、県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」及び「費用弁償のあり方」については、結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

### 本委員会の設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっており、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、本年6月21日に発足した。

### 本委員会の審議経過

区分	委員会開催日	審議内容
1	H23.6.21(火)	正副委員長互選、運営方針案検討、 担当主査・副主査指名
2	H23.7.6(水)	検討項目の決定
3	H23.9.15(木)	検討項目の論点整理
4	H23.10.5(水)	政務調査費、費用弁償のあり方の検討
5	H23.11.30(水)	中間答申案(政務調査費、費用弁償)の検討
6	H23.12.14(水)	中間答申案(政務調査費、費用弁償)の検討

## 政務調査費のあり方について

県議会議員は、県民の負託に応えるために、住民ニーズの多様化と相まって複雑・多岐となっている地方自治体の施策や、地方行政等に関する諸制度、県政及び国政の動向等に対する広範かつ専門的な知識を必要としており、また、これらに対する不断の調査研究活動が要請されている。

政務調査費は、議員の調査研究が円滑に進むよう、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、岐阜県政務調査費の交付に関する条例により「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」議員に交付されるものである。

しかしながら、他県等において不適正な用途等が問題となったことから、平成19年の当委員会において、岐阜県の政務調査費のあり方について検討を行ったところであるが、改めてそのあり方について調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

### (1) 領収書の添付の義務付けについて

議会活動の一層の透明性向上を図るため、全ての支出にかかる用途及び領収書等の写しの添付を義務付ける。

平成19年に一定の見直しが行われたところであるが、更なる透明性の向上を図るため、全ての支出にかかる用途及び領収書等の写しを収支報告書へ添付することを義務付ける必要があると考える。

#### 実施方法

・岐阜県政務調査費の交付に関する条例(平成13年岐阜県条例第18号)第8条第3項中「1件3万円以上のもの」を削除する。

#### 実施時期

- ・ 条例改正上程予定 平成24年第1回定例会
- ・ 公布予定 平成24年3月
- ・ 施行予定 平成24年4月1日
- ・ 適用 施行日以降の支出(平成23年度分は従前の例による)

## 費用弁償のあり方について

費用弁償は、地方自治法第203条第2項の規定に基づき、岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例第4条により、議長、副議長及び議員がその職務を行うのに要した費用として議員に支給されるものである。

費用弁償の支給額は、県の規定に準じて積算された交通費実費額と、定額加算である旅行諸費を支給しているが、改めて費用弁償の支給基準及び支給額について調査・検討を行った。その結果は以下のとおりである。

### (1) 費用弁償の支給基準、支給額について

費用弁償の支給基準は、現行どおり交通費実費と旅行諸費を加えたものが妥当である。旅行諸費額は3千円とすることが妥当である。

旅行諸費については、議員には同じ特別職である知事と比べ秘書がいないことや公用車がないことを考慮して、知事とは異なる議員用の旅行諸費額を引き続き支給することが妥当である。

全国状況から、旅行諸費を支給している20道府県うち、12府県で3千円支給されていることから、岐阜県においても旅行諸費額は3千円とすることが妥当である。

### 実施方法

- ・岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和26年岐阜県条例27号)第4条第2項中「5千円」を「3千円」に改正する。

### 実施時期

- ・条例改正上程予定 平成24年第1回定例会
- ・公布予定 平成24年3月
- ・施行予定 平成24年4月1日

その他、委員からは、

- ・旅行諸費については、今後も検討すること。
- との意見があった。

(参 考)

【他県の状況】 平成23年5月現在

岐阜県と同様の支給基準（方式） 20道府県

・交通費実費 + 定額

7,400円	1県	島根
5,000円	3県	岐阜、長崎、熊本
3,500円	1県	長野（片道50km未満）
3,300円	2道県	北海道、福島
3,000円	12府県	岩手、栃木、富山、福井、京都 広島、岡山、愛媛、大分、佐賀 宮城・石川（片道50km未満）
1,000円	1県	静岡



岐阜県議会の活性化改革に関する  
調査・検討について

中間答申

平成24年2月24日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

## 岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

昨年6月21日議長より議会活性化改革検討委員会に諮問をいただいた、県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」のうち「対象経費の基準」については、結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

### 本委員会の設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっており、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、昨年6月21日に発足した。

### これまでの審議状況

昨年6月21日に議長により諮問を受けて委員会が発足してから、これまで7回にわたり委員会を開催し、岐阜県議会の活性化改革について議論を進めてきた。

また、昨年12月15日には、議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」のうち「領収書の添付の義務付けについて」及び「費用弁償のあり方」について、委員会として結論をまとめ中間答申を行っている。

### これまでの審議経過

区分	委員会開催日	審議内容
1	H23.6.21(火)	正副委員長互選、運営方針案検討、担当主査・副主査指名
2	H23.7.6(水)	検討項目の決定
3	H23.9.15(木)	検討項目の論点整理
4	H23.10.5(水)	政務調査費、費用弁償のあり方の検討
5	H23.11.30(水)	中間答申案(政務調査費、費用弁償)の検討
6	H23.12.14(水)	中間答申案(政務調査費、費用弁償)の検討
7	H23.12.15(木)	第1回中間答申(政務調査費、費用弁償)
8	H24.2.24(金)	中間答申案(政務調査費マニュアル)の検討 他の検討項目に検討

## 政務調査費の使途基準について

政務調査費の使途基準については、岐阜県政務調査費の交付に関する規程により定められており、平成19年の調査・検討時には、「議員が、政務調査活動に要した費用であると明確に判断できるものだけで、交付分の収支報告が可能なことから、新たに詳細な使途基準を作成することは必要ない」という理由から作成を見送ったが、その後、多くの県においてマニュアルが作成され透明性向上が図られている。

今回、政務調査費の領収書等の添付について見直しが行われるのに併せて、政務調査費の使途基準等について調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

### (1) 政務調査費使途基準について

政務調査費の透明性向上を図るため、政務調査費使途基準を作成する必要がある。

具体的には、制度の概要、事務手続き、使途基準等を網羅したものであるべきであり、「政務調査費マニュアル」(別添)のとおり作成することが適当である。

なお、作成にあたっては、領収書の添付する金額の見直しに伴い、新たに必要となる様式等を改正することが適当であり、実施方法については次のとおりとする。

#### 実施方法

- ・岐阜県政務調査費の交付に関する規程(平成13年岐阜県議会告示第1号)を改正する。
- ・第4条の条文及び別記第2様式から第4号様式を改正する。
- ・収支報告書等の訂正に関する条文を、規程第6条として追加するとともに、別記第5号様式を追加する。

\*改正、追加する様式については、政務調査費マニュアル参照

#### 実施時期

- ・施行予定 平成24年4月1日
- ・適用 施行日以降に交付する政務調査費